平成２８年（フ）第１３９号
鹿児島県鹿児島市谷山中央６丁目25番６号
債務者　久留　正和
1　決定年月日時　平成28年６月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山口　大観
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年８月24日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成28年８月17日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第１４０号
鹿児島県鹿児島市谷山中央６丁目25番６号
債務者　久留百合子
1　決定年月日時　平成28年６月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山口　大観
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年８月24日午前10時35分
5　免責意見申述期間　平成28年８月17日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第８２２号
大阪府守口市西郷通３丁目13番11号
債務者　白井明こと　白　　欽明
1　決定年月日時　平成28年６月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石埜　太一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月１日午後２時
5　免責意見申述期間　平成28年８月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４１０号
大阪府松原市新堂２丁目13番34号
債務者　藤田　芳男
1　決定年月日時　平成28年６月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡田　祐輝
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月１日午前11時
5　免責意見申述期間　平成28年８月18日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第１８１号
熊本市東区健軍１丁目21番４号　光世マンション311号
債務者　川口和香子
1　決定年月日時　平成28年６月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鎮西　正弥
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年８月22日午前10時
5　免責意見申述期間　平成28年８月21日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２８年（フ）第１０８６号
大阪市西成区千本南２丁目７番14号
債務者　加藤　榮子
1　決定年月日時　平成28年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１１００号
大阪府茨木市郡５丁目14番12号　キャピタルグレイス　301号
債務者　尾上　　恵
1　決定年月日時　平成28年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１５６３号
大阪府茨木市上郡１丁目３番10号
債務者　中村　　実
1　決定年月日時　平成28年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１７６２号
大阪府寝屋川市点野５丁目７番３―202号
債務者　宮島千鶴子
1　決定年月日時　平成28年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１７９１号
大阪市天王寺区国分町13番１号　クレスタ国分202号
債務者　吉田　　葵（旧姓石原）
1　決定年月日時　平成28年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１７９９号
大阪府八尾市南本町６丁目６番33号
債務者　姜　　昌余
1　決定年月日時　平成28年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１８２２号
大阪市東住吉区田辺４丁目２番５号
債務者　満永　隆夫
1　決定年月日時　平成28年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１８４９号
大阪市淀川区東三国６丁目19番８―703号
債務者　渡部知一樹
1　決定年月日時　平成28年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１９８１号
大阪府豊中市曽根西町２丁目18番15―302号
債務者　錦織　竜次
1　決定年月日時　平成28年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２４３０号
大阪府吹田市五月が丘西６番３―305号、前住所京都市伏見区久我森の宮町４番地213
債務者　飯田　恵美（旧姓松田）
1　決定年月日時　平成28年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２４３６号
大阪市住吉区帝塚山東４丁目７番８号阪和第二住吉病院、住民票上の住所大阪市住吉区万代５丁目17番25号受念館
債務者　池田　正仁
1　決定年月日時　平成28年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２４３８号
大阪市平野区平野北２丁目１番50―1202号、前住所大阪府羽曳野市羽曳が丘西６丁目１番13号
債務者　松浦　たえ
1　決定年月日時　平成28年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部